

## 磐田市公用バス運行管理業務委託仕様書

### 1 件名

令和 8 年度 磐田市公用バス運行管理業務委託

### 2 契約期間

契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 3 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### 4 業務内容

- (1) 磐田市の事業に係る運行のうち、市が指定する日に運行するものとする。（実施日は磐田市と受託者の協議によるものとする。業務予定時間数は 450 時間。）
- (2) 走行距離 600 k m 以上は 2 人乗務とする。

### 5 使用車両

磐田市が所有する車両 2 台を使用するものとする。

表 1

項目	内 容	
登録番号	浜松 200 は 284	浜松 200 は 388
初年度登録年	平成 25 年	平成 30 年
メーカー	日野	日野
寸法(長さ)	899 cm	899 cm
乗車定員	41 人	41 人
対人賠償保険	無制限	無制限
対物賠償保険	無制限	無制限
搭乗者傷害保険	1,000 万以上	1,000 万以上
車両保険(上限)	332 万円	392 万円
車両保険免責金額	免責金額なし	免責金額なし

### 6 利用の通知

運転業務を利用するときは、当該利用しようとする月の前月 15 日までに翌 1 カ月分の運行日及び運行車両を受託者に通知するものとし、運行行程については、詳細が決まり次第、受託者に通知するものとする。

### 7 出庫場所

磐田市役所公用バス駐車場 磐田市国府台 3 番地 1

### 8 運行管理

受託者は、運行日前日（運行日又は運行日前日が土曜日・日曜日・祝休日に当たるときは、その直前の平日）午後 4 時までには、運行日の運転業務を行う者の氏名、出発時間、集合場所等をメール等で磐田市資産経営課まで連絡すること。

受託者は、業務遂行及び管理に関する指示や運行前後に運転手の酒気帯びの有無の確認、健康状態などの点呼を行う運行管理者を置くものとする。ただし、点呼は電話で可とする。

### 9 車両管理

- (1) 車両の運行前点検及び運行後点検、車内清掃を行い、給油が必要な場合は指定した給油所で行う。

(2) 車両に異常が発生したときには、直ちに磐田市資産経営課に報告すること。

#### 10 委託料

- (1) 本業務委託は車両管理費と1時間あたりの契約単価の契約とする。
- (2) 運行業務に係る車両管理費(業務管理者人件費・車両任意保険料等)は別途、支払うものとする。
- (3) 基本時間は8時間とする。
- (4) 運行前点検20分、運行後点検40分の車両点検を含む運行実績時間数に、業務1時間あたりの契約単価を乗じた額とする。
- (5) 運行時間が5時間に満たない場合は、5時間分を保証するものとする。
- (6) 基本時間を超過した場合、1時間あたりの契約単価に100分の25を加算し、深夜時間(22:00～翌朝5:00)については、100分の50を加算するものとする。
- (7) 休憩時間は、労働時間が8時間を超える場合は60分、6時間を超え8時間以下の場合は45分とする。
- (8) 委託料は、運行実績時間数(基本時間、超過時間及び深夜時間)の月の合計に1時間未満が生じた場合、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てるものとし、その月合計とする。
- (9) 請求金額に1円未満の端数がある場合は切り捨てとする。

#### 11 費用負担

- (1) 運行の際、必要となる燃料、有料道路通行料及び駐車料は磐田市が負担する。
- (2) 車両の継続検査、定期点検整備及び修繕等、車両の維持整備に要する一切の経費は磐田市が負担する。

#### 12 自動車保険

- (1) 運行車両の任意保険は受託者が加入するものとする。
- (2) 任意保険の補償内容は表1のとおりとする。
- (3) 車両保険の上限金額を超過した分は磐田市が負担するものとする。ただし、受託者の運転手に瑕疵があった場合は双方協議の上、決定する。
- (4) 受託者は、事故に係る保険請求手続き等、一切の処理を行うものとする。

#### 13 事故報告

運行中に事故が発生した場合、乗客の安全確保、その他道路交通法に基づく適切な措置を講ずるとともに、直ちに磐田市資産経営課に報告すること。

#### 14 運行の中止及びキャンセル料

運行中止の受付は、原則として運行日の前日までとし、キャンセル料は発生しないものとする。ただし、当日に運行を中止する場合、出庫2時間前までに受託者に通知するとともに、契約単価5時間分のキャンセル料を支払うものとする。

#### 15 運行状況報告

- (1) 受託者は、委託業務終了後、運転日報を作成し、委託業務日に提出しなければならない。
- (2) 受託者は月毎に翌月の10日までに業務報告書、酒気帯び確認記録表を磐田市資産経営課に提出しなければならない。

#### 16 その他

本仕様書に記載のない事項又は本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、磐田市と協議の上、決定する。